

# 「広島県誘客促進支援事業」と「Go To Travel」の併用について

## 《協同組合広島県旅行業協会組合員専用》

この制度は、組合員が、ひろしま地旅「お得な“広島県内宿泊プラン”」「お得な“広島県内ビジネスホテル宿泊プラン”」を販売されるにあたって、「**組合に割り振られた Go To Travel 給付枠を使用する場合**」に限って適用するものです。

そのため、組合員に割り振られた組合員自身の Go To Travel 給付枠を使用して、ひろしま地旅「お得な“広島県内宿泊プラン”」を販売される場合は、この制度は関係ありませんので、併用について組合員独自の制度でご販売ください。

### 1. 併用対象プランと併用開始日

(1) 併用対象プランは2プラン

お得な“広島県内宿泊プラン”

お得な“広島県内ビジネスホテル宿泊プラン”

「お得な“広島県内観光周遊・食事プラン”」は、往復交通がセットされていないため Go To Travel の対象となりません。(広島県誘客促進支援事業の割引のみ適用となります。)

(2) 併用開始日

併用制度は、既に令和2年8月7日(金)予約分から開始しておりますが、**3.(1)の改訂事項は、令和2年8月17日(月)予約分から適用を開始します。**

なお、広島県誘客促進支援事業における割引(補助)の対象となる旅行者は、9月末日まで中国地方5県および愛媛県在住に限定されますのでご注意ください。

### 2. Go To Travel の給付枠

(1) Go To Travel 支援金の旅行者への給付は、本来、Go To Travel の参画事業者に指定された旅行者(組合員)が、自身の給付枠の範囲内で行うべきところ、地域共通クーポン制度の運用が開始されるまでの当面の間、期間限定で組合の給付枠を使用して「ひろしま地旅」の Go To Travel 対象商品を販売することができることとします。

(2) 組合の給付枠を使用できる期間終了後は、組合員が、自身の給付枠の範囲内で給付を行うこととなります。(予定)

(3) この制度で使用する組合給付枠の上限を超えることとなった場合は、使用可能な期間内であってもこの制度の取扱いを終了します。(取扱いの終了は、止むを得ず予告なく実行する場合があります)

ります。)

(4) この制度を利用して販売される場合には、次の2種類の残枠の確認が必要です。(組合は、適切に残枠確認が実施されていない場合における責任は一切負いません。)

- ① 広島県誘客促進支援事業における残枠
- ② Go To Travel 給付金の残枠

### 3. お客様の「お支払い実額」について

(1) **<改訂事項>** 組合の給付枠を使用する場合の Go To Travel 支援金の額は、旅行代金(割引前)に35%を乗じて1,000円未満の額を切り捨てた1,000円単位の額とすることに改訂します。

(下表をご参考ください。)

(2) Go To Travel 支援金の額について、下表によらず組合員が独自に決定される場合は、組合員が、自身の給付枠の範囲内で給付を行ってください。(組合の給付枠を使用できません。)

#### «お支払い実額»

旅行代金 (割引前)	広島県誘客促進 支援事業割引額	Go To Travel 支援金の額	«お支払い実額» (割引後の額)
5,999円まで	2,500円	<u>併用しません</u>	<b>1,000円以上 3,499円まで</b>
6,000円の場合	2,500円	2,000円	<b>1,500円</b>
10,000円の場合	5,000円	3,000円	<b>2,000円</b>
15,500円の場合	5,000円	5,000円	<b>5,500円</b>
20,000円の場合	10,000円	7,000円	<b>3,000円</b>
25,500円の場合	10,000円	8,000円	<b>7,500円</b>
30,000円の場合	15,000円	10,000円	<b>5,000円</b>
40,000円以上の場合	15,000円	14,000円	<b>11,000円以上</b>

(令和2年8月17日(月) 予約分から適用開始)

### 4. お客様から収受する旅行代金について

併用する場合において、お客様から収受する旅行代金は、支援金適用後の「お支払い実額」を収受してください。

### 5. 「お得な“広島県内宿泊プラン”」の販売手数料

当初の計画と変更ありません。割引前の旅行代金に対して販売手数料を計算しお支払いします。

## 6. 併用が可能なこととする告知文（ホームページ及びチラシ（作成中）へ記載）

- (1) 協同組合広島県旅行業協会が企画・実施するひろしま地旅「お得な“広島県内宿泊プラン”」「お得な“広島県内ビジネスホテル宿泊プラン”」は、一部の商品において、「広島県誘客促進支援事業の割引」と「Go To Travel の支援給付」を併用して適用いたします。
- (2) お客様からお支払いいただく「お支払い実額」は、旅行代金（割引前）の額によって異なります。
- (3) 予算上の限りがございますので、予算が達成されしだい適用期間終了前であっても併用は終了いたします。
- (4) 詳しくは、当協会の受託旅行者（販売店）へお尋ねください。なお、一部の販売店では併用のお取り扱いができない場合がございますので、お申込みの際にご確認ください。

## 7. 取引条件説明書面（個別事項書面）の作成と交付

ホームページ及びチラシでは、お客様の「お支払い実額」の詳細を記載することができません。そのため、お客様からのお申込みの内容による「取引条件説明書面（個別事項書面）」のフォームを作成しております。組合員の皆様は、「お申込みを受け付ける」又は「受け付けた際」に、必要事項を記入した「取引条件説明書面（個別事項書面）」を、必ずお客様に交付するようお願いいたします。

## 8. その他

- (1) この制度は、広島県誘客促進支援事業との併用であることから、ホームページに掲載する【広島県誘客促進支援事業を活用した旅行割引プラン、ひろしま地旅「お得な“広島県内宿泊プラン”」、ひろしま地旅「お得な“広島県内観光周遊・食事プラン”」取扱マニュアル】に記載する事項も適用されます。
- (2) **併用専用 ひろしま地旅「お得な“広島県内宿泊プラン”」申込書の様式を追加しております。併用される場合は、必ず併用専用フォームを使用してください。**
- (3) 事務局への手配発生報告は、「**お得な“広島県宿泊プラン”**」予約手配依頼書、上記（2）の**併用専用 ひろしま地旅「お得な“広島県宿泊プラン”」申込書の2枚を必ずお送りください。**

## 9. Go To トラベル事業における旅行業者の本人確認に係る対応について (追記事項)

観光庁から標記の対応について周知依頼がありますのでご確認ください。

なお、ひろしま地旅のホームページには、次の事務連絡にある「観光庁より、Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ」を貼り付けておりますので、必ず、内容をご確認いただき、お客様にへのご説明にご利用いただきますようお願いいたします。

事務連絡 令和2年8月21日、観光庁

### Go To トラベル事業における旅行業者の本人確認に係る対応について

Go To トラベル事業につきまして、旅行業者が販売する旅行商品を旅行者が申し込む際の各旅行業者における本人確認に係る対応は以下のとおりとさせていただきます。

#### ①通常の個人・グループ旅行（受注型企画旅行以外）

- ・旅行前に代表者の居住地を確認して頂きます。
- ・旅行者に対して、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の「代表者及び同行者全員の居住地を確認できる書類(※)」を旅行当日に携帯してもらうよう周知していただきます。旅行者においては、同書類を旅行当日、宿泊施設にてお示しいただく必要があります。

#### ②団体旅行（受注型企画旅行）

- ・旅行会社が代表者及び同行者全員の居住地を確認します。  
具体的には、旅行前に、旅行会社が、全員の居住地が記載された旅行者名簿の確認とあわせて、旅行者全員の居住地を確認できる書類を代表者を通じて確認します。

(※) 本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。

#### ①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等

#### ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

なお、①、②の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）を提示いただきます。

上記の内容については、「観光庁より、Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ」(\*)にも反映しておりますので、各旅行業者の皆様におかれましても旅行者にご周知いただきますよう、お願いいたします。